

実験等差止請求事件

東京地方裁判所民事二五部

目 次

判決	一三
主文	一四
事実及び理由	一四
第一 請求	一四
第二 事実	一五
一 事案の概要	一五
二 前提となる事実	一六
1 原告らの居住関係等	一六
2 被告の感染研の設立、業務内容等	一六
(一) 設立	一六
(二) 感染研の業務内容	一八
(三) 移転の経緯	二〇
(四) 現在の感染研の運営施設及び研究業務の概要	三三
三 原告らの主張	三八
1 差止請求の法的根拠	三八
(一) 人格権侵害の意味	三八
(二) 差止請求の要件	四二
(三) 違法性(原告らの人格権の侵害)	四六
(四) 違法性の主張立証責任	八五
2 感染研の業務の危険性	八八
(一) 病原体等を用いた実験の危険性	八八
(二) 遺伝子組換えの危険性	九二
(三) 実験動物の危険性	九四
3 設備に関する危険性	九四
(一) 病原体等の漏出の危険性	九四
(二) エアロゾルの危険性	九六
(三) HEPAフィルターの問題点	九八
(四) 地震被害による危険性	一〇〇
4 運営上の危険性	一〇九
(一) 安全対策の必要性和感染研における安全対策の不十分さ	一一〇
(1) 人為的ミスによる危険性	一一三

(2) 天災等による危険性	一一五
(3) 北村論文が信用できないこと	一一七
(二) 感染研における安全管理の欠如	一一九
(1) 病原体等の取扱い及び組換えDNA実験に関する 安全対策実施の不可能	一一九
(2) RI等の取扱い及び管理に関する安全対策の欠如	一二三
(3) 有害化学物質の取扱い及び管理に関する安全対策の欠如	一二四
(4) 実験動物の取扱い及び管理に関する安全性確保の困難さ	一二六
(5) 廃棄物の取扱い及び管理の欠如	一二七
(6) 災害発生等の緊急時の危険性	一二九
(三) 安全対策違反	一三〇
(1) 安全対策の不実施	一三一
(2) 国際基準違反	一三四
(3) 査察報告書	一三九
5 立地条件	一四三
6 まとめ	一四六
四 被告の主張	一四七
1 請求の趣旨の具体性、特定性の欠如	一四七
2 本訴請求の要件	一四八
3 医学研究における微生物実験に関する安全対策の体系	一五一
(一) バイオハザードの実態と安全対策の必要性	一五二
(二) バイオハザードの原因	一五三
4 感染研の設備面及び運営面における安全性	一六六
(一) 庁舎全体の安全性	一六六
(二) P3区域の安全性	一七五
(1) 設備面	一七五
(2) 病原体等の取扱い及び管理に関する安全確保	一九一
(3) 遺伝子組換え実験における安全確保	一九六
(4) 災害発生時における安全確保	一九九
(三) RI管理区域の安全性	二〇二
(1) 設備面の安全性	二〇三
(2) RIの取扱い及び管理に関する安全確保	二〇六
(3) 災害発生時における安全確保	二一三
(四) 実験動物管理区域の安全性	二一四
(1) 設備面の安全性	二一四
(2) 実験動物の取扱い及び管理に関する安全確保	二一九
(3) 実験動物取扱実験での緊急時における安全確保	二二四
(五) P2実験区域の安全性	二二五
(六) 有害化学物質の取扱い及び管理に関する安全確保	二二七
(七) 廃棄物の取扱い及び管理に関する安全確保	二二九

(八) WHO指針の感染研での運用状況	二三一
(九) 戸山庁舎における危険性	二三六
5 結論	二三九
第三 当裁判所の判断	二三九
一 本訴請求に係る訴えの適法性(請求の趣旨の特定)	二四〇
1 原告らの請求内容	二四〇
2 請求の特定の原則と本訴請求内容の特定性欠如の疑問	二四〇
二 人格権に基づく差止請求	二四四
1 差止請求の根拠としての適格性	二四四
2 権利侵害の具体的危険性	二四七
3 要件(違法性判断の要因)	二五〇
4 主張立証責任	二五二
5 まとめ	二五四
三 感染研の概況	二五四
1 戸山庁舎の概況	二五五
2 感染研の業務の公共性ないし公益性性質	二五六
四 感染研における安全対策	二五七
1 はじめに	二五七
2 感染研の設備	二六〇
(一) 戸山庁舎における設備面の安全対策	二六一
(二) 病原体等の分類と戸山庁舎の取扱病原体等	二六一
(三) 基本的な設備	二六二
(四) P3実験区域	二六九
(五) RI使用施設	二七四
(六) 実験動物管理区域	二七七
(七) P2実験区域	二八一
(八) 有害化学物質	二八二
(九) その他庁舎全体の安全性	二八四
3 感染研での運営面における安全確保	二八八
(一) 病原体等の取扱い及び管理における安全確保	二九〇
(二) 遺伝子組換え実験における安全確保	二九七
(三) RI等の取扱い及び管理に関する安全確保	三〇〇
(四) 実験動物の取扱い及び管理に関する安全確保	三〇七
(五) P2実験室に関する安全確保	三一二
(六) 有害化学物質の取扱い及び管理に関する安全確保	三一三
(七) 廃棄物の取扱いに関する安全確保	三一六
(八) 災害発生等の緊急時	三一八
五 原告らが主張する危険性	三二七
1 はじめに	三二七
2 感染研の設備の危険性	三三一

（一）戸山庁舎で使用される設備	三三一
（二）戸山庁舎の立地及び配置	三三六
（三）戸山庁舎及びその設備の耐震性	三五三
（四）建築基準法違反	三七一
3 感染研の運用における危険性	三七二
（一）安全管理規程	三七二
（二）WHO指針等違反	三七六
（三）査察報告書	三九八
4 その他の法令違反	四〇二
5 環境影響評価義務	四〇七
六 危険性に対する個別的検討の結果	四〇九
七 結論	四一二
別紙1 当事者目録	四一五
別紙2 病原体等目録	四七五
別紙3 主な実験動物の収容可能匹数	四八三

平成一三年三月二七日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 中野弘太

平成元年(ワ)第三六二一号、平成二年(ワ)第一五七三四号、平成三年(ワ)第一一七八六号、平成四年(ワ)第一五三六号、平成四年(ワ)第五四七九号、平成四年(ワ)第一八一八九号、平成五年(ワ)第一一一二二二号、平成五年第一九五〇六号、平成六年(ワ)第六七六号、平成六年(ワ)第九八八四号、平成六年(ワ)第一八三三九号、平成七年(ワ)第三五二一号、平成八年(ワ)第五四九七号、平成八年(ワ)第八五九一号、平成八年(ワ)第二五八七四号、平成一一年(ワ)第一五二四八号、平成一二年(ワ)第七五〇二二号、平成一二年(ワ)第九五三六号、平成一二年(ワ)第一四八六二二号 実験等差止請求事件(平成一二年七月二五日口頭弁論終結)

判 決

当事者 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 一 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第一 請求

被告は、国立感染症研究所(旧名称は国立予防衛生研究所。平成九年四月一日に改称。以下「感染研」という)をして、東京都新宿区戸山一丁目二三番地所在の厚生労働省戸山研究庁舎(以下適宜「感染研庁舎」、「戸山庁舎」という)において別紙2病原体等目録記載のレベル2以上の病原体等の保管、それらを使用しての実験(動物実験、遺伝子組換え実験を含む)並びにそれに伴う排気、排水及び排煙等の右庁舎外への排出をしてはならない。

第二 事実

一 事案の概要

本件は、新宿区戸山・早稲田地区(以下「戸山地区」という)に居住又は勤務する原告らが、同地区所在の感染研における研究活動について、感染研で保管され、実験に用いられている病原体、遺伝子組換え実験(以下適宜「組換えDNA実験」ということがある)から生じるものなど(以下「病原体等」という)により、生活・職場環境が汚染されるおそれがあるとして、人格権に基づき、一定の病原体等の保管、それを使用した実験及びそれに伴う排気、排水及び排煙等の感染研庁舎外への排出についての差止めを求めた事案である。

なお、原告らは、当初感染研の戸山地区への移転の差止めを求めていたのであるが、審理途中に戸山庁舎が完成し、感染研が戸山庁舎に移転して同庁舎で研究活動を始めたため、前記請求欄記載の請求に訴えを変更したものである。本件は右の経緯等のため一二年余にわたる長期の審理を経ており、この間の当事者の主張は多岐にわたるが、本判決書においては、本訴請求の判断に必要な限度で双方の主張を摘示し、判断を示すものである。

二 前提となる事実(証拠により認定する場合は末尾に關係証拠を掲記する)

1 原告らの居住關係等

原告らは、戸山地区及びその周辺地域に当たる別紙1当事者目録記載の肩書地に居住し、又は勤務している者らである。

2 被告の感染研の設立及び運営の経緯

(一) 設立

被告は感染研を設置し、運営している。

感染研は、科学的根拠に基づいた衛生行政を実施して、感染症の予防、治療その他に関して総合的に医学研究を行うことを目的として、昭和二二年五月二日に厚生省組織令(昭和二七年政令第三八八号)九五条に基づき設置された、感染症その他特定疾病及び食品衛生に関する事務を取り扱う研究所であり、厚生労働省(旧厚生省。以下旧厚生省当時も含めて「厚生労働省」と表示する。後出の他の省庁名も同様の趣旨で現在のものに従う)の付属機関である(同令九九条)。感染研は厚生省組織規定七〇条により東京都に置くこととされている(乙一、二)。

感染研は、設立当初は東京大学付属伝染病研究所(現東京大学医科学研究所)の庁舎の一部を用いて業務を開始し、昭和三〇年ころ東京都品川区上大崎二丁目旧所在の品川庁舎(以下「品川庁舎」という)に移転し、以来品川庁舎とその後建設された東京都武蔵村山市学園四丁目所在の村山庁舎及び茨城県つくば市八幡台所在の筑波医学実験用霊長類センターにおいて、病原微生物、遺伝子組換え、生物産生毒性物質、寄生虫、有害昆虫等、各種実験動物、放射性物質、化学物質等(有毒ガス毒物、劇物、薬品、爆発物質、発火物質、発がん物質等)を取り扱って、各種感染症や遺伝子組換え等の研究及び実験を行ってきた。

(二) 感染研の業務内容

感染研においては、前記設置目的に従い、法令上、感染症その他特定疾病及び食品衛生に関し、① 病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行うこと、② 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造を行うこと、③ ペストワクチンその他使用されることがまれであるか又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと、④ 食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験審査を行うこと、⑤ その他予防衛生に関し、科学的調査研究を行うこと、⑥ 予防衛生に関する試験研究の総合調整を行うことといった事務を司ることとされ(乙一)、具体的には、各感染症の病原体の研究、生物学的製剤の国家検定や抗生物質医薬品などの検定業務、それらの試験製造業務、医学実験用霊長類の育成管理等業務、世界保健機構(World Health Organization、以下「WHO」という)関係業務を行っている。

(三) 移転の経緯

(1) 移転を必要とする研究環境の変化

感染研は、品川庁舎の建物のうち主要な部分が昭和七年に建築された旧海軍大学校の校舎を引き継いだものであったことなどから右建物の老朽化が進んでいたこと、質、量共に増大する一方の業務を取り扱うには、品川庁舎は手狭であり、研究用機器類の設置場所が不足し、研究集会用の施設・設備の欠如等を来していたことなどから、早急に近代的な設備や機械器具を整備した新庁舎への移転の必要に迫られていた。

(2) 昭和六〇年以前

感染研では、品川庁舎の老朽化及び狭隘化という事態を解消するため、昭和五〇年ころから新庁舎建設について検討を開始し、感染研所長の諮問機関である将来計画委員会における議論や、昭和五一年に同委員会に設置された庁舎問題小委員会などにおける検討を経て、品川庁舎の実情につきバイオハザード(生物災害を意味し、人や環境に危険となる生物学的状況、遺伝子組換えなどによって生まれた病原性微生物などの漏れが及ぼす影響等をその内容とする)への配慮を含む五つの問題点を指摘し、それらの解消策として、品川庁舎敷地における庁舎の部分改造案を含む五事例案を取り上げ、各々の利点及び欠点を比較検討した上、品川庁舎敷地に統合庁舎を建設する概念図や総合病院の付置を含む他敷地への建設概念図を付した報告書が作成された。

また、昭和五四年から将来計画委員会とは別に新庁舎建設特別委員会が設置され、独自に移転可能候補地として大和空軍基地跡地や現在の戸山地区等が検討されることになった。

しかし、品川庁舎敷地での建替案については、研究業務を継続しながら別棟の新庁舎を建設するには敷地の余裕がなく、物理的に困難であるし、また、一時的に他所に移転し、新庁舎建設後に戻ってくるというのは、一時移転先に特殊実験室や

ラジオアイソトープ(放射性同位体のことで、放射性核種を原子核として含む同位体のことをいう。以下「RI」と略す)実験施設及び動物実験室等の整備や膨大な量の実験機器のための電気設備及び機械設備を整備することが必要となり、その経費や仮移転費用等で一時移転だけのために莫大な経費を要することになるので、財政上の理由からも実現不可能であるとの結論に至った。

厚生労働省は、感染研だけでなく、当時から戸山地区に在った国立栄養研究所(平成元年一〇月に「国立健康・栄養研究所」に改名、改組した。以下「栄養研」という)及び国立病院管理研究所(平成二年七月に「国立医療・病院管理研究所」に改名、改組した。以下「病管研」という)についても施設の老朽化などに伴う新たな庁舎建設の必要に迫られていたこと、国立病院医療センター(平成五年一〇月に「国立国際医療センター」と改名、改組した。以下「医療センター」という)に国際医療協力センターを付置する構想が立てられたことなどから、医療センターの機能を最大限に活用しながら、栄養研の用地及び国立身体障害センターの跡地を含む国有地を総合的に開発し、高度の診療・研究施設を設置することを計画し、昭和五四年にそのための研究班を設置して必要な条件の検討を開始した。

その結果、昭和五四年一〇月に「総合臨床医学と研究所のモデル構想について」と題する中間報告(乙六の3)が、昭和五六年一月に「国立病院医療センター周辺の総合的再開発についての検討」と題する報告(乙六の6)がそれぞれ提出された。これらを踏まえ、厚生労働省は、感染研、医療センター、栄養研及び病管研の四機関を相互に密接な関係を保って戸山地区に配置することは、臨床医学、基礎医学等各分野の協力提携を容易にするし、それぞれの活動をより効率の高いものにすることも可能とし、将来はアメリカ合衆国(以下「アメリカ」という)の国立保健医療総合研究所(National Institute of Health. 以下「NIH」という)のような連合体の形を採ることも考えられることから、右配置が極めて有益であるとの結論に達した。

感染研としても、右の中間報告を受け、将来計画委員会及び新庁舎建設特別委員会の主催により、戸山地区への移転について感染研としての態度を決定するため感染研の全職員を対象とする全所集会を開催した結果、品川・村山庁舎を集中できる可能性があるし、また、厚生労働省との連絡に支障がなく交通の便がよく、建坪も両庁舎より広く、医療センターとの連携も可能となるといった利点が認められたことから、基本的に戸山地区への移転に同意することを確認し、昭和五六年一二月の感染研部長会議において厚生労働省の前記結論を正式に了承した。そこで、厚生労働省は、昭和五八年一二月、感染研は疾病構造の変化及び科学技術の進歩等に即応して時代の要請に一層的確に答えていくべきであるとの認識に立ち、山口正義結核予防会理事長を座長とし、林滋生感染研所長等を協議会委員とする「国立予防衛生研究所の在り方に関する協議会」に検討を依頼した。同協議会は昭和五九年八月に感染研の在り方として、疾病構造の変化に対応した研究活動、感染症流行防圧手段の変化に対応する研究活動、国家検定に係る状況の変化に対応する検定業務活動、国際的立場の変化に対応する国際協力活動、研究部門と検定部門の分離・集約などの業務を効果的に遂行するための組織の再編成、バイオテクノロジーを核とした研究支援部門の設置、サーベイランス(病原体等の保管・分与、感染症の診断・検査や疫学調査等に用いる試薬の標準化及び標準品の製造・分与など各種活動を総称する)及びレファレンス(感染症の発生動向調査)活動を行う研究支援部門の強化、他の教育・研究機関及び高度で先駆的な臨床機能を有する医療機関との連携や民間企業との共同研究の推進、新しい施設設備の設置及び整備が必要であるとの報告を行った。感染研は、右報告について全所集会で議論を重ねた結果、これを受け入れることが感染研の将来にとって有益であるとの結論に達した(乙六の10)。

被告は、感染研の組織の再編成に当たっては、「国立予防衛生研究所の在り方に関する協議会」の報告を踏まえ、品川庁舎と村山庁舎の各研究部で並行的に行っている研究業務と検定業務を研究部門と検定部門とに分離し、研究業務を主に戸山庁舎で、国家検定及び検査業務を主に村山庁舎で行うことにした。感染研は、その研究業務のうち、① 予防医学、特に感染症及び免疫機構が関与する難病に関する研究、② 感染症その他特定疾病の疫学調査、病原体情報調査等のサーベイランス活動、③ 病原微生物等の維持、診断及び検査技術の標準化等予防衛生に関するレファレンス活動及び④ 生物学的製剤、抗生物質等の品質管理に関する研究の四項目に代表される分野を強力に推進することにした。

(3) 昭和六〇年の予算計上

被告は、新庁舎建設計画を進めるに当たり、厳しい国の財政状況下において一般会計予算で措置することは極めて困難な状況にあることから、特定国有財産整備特別会計法に基づく特別会計予算により右建設計画を実施することにした。すなわち、感染研の関係国有財産を処分財源とし、新宿区戸山に設置されている栄養研の敷地及び隣接する国立身体障害センターの跡地を一体的に活用し、土地の有効利用を図るとともに、この敷地に栄養研や病管研との合同庁舎を集約立体化して効率的に施設を整備することにより所要の施設を取得することにした。

そこで、被告は昭和五九年七月、新宿区戸山への移転計画を行うこととして昭和六〇年度特定国有財産整備特別会計予算の要求を行い、その結果、感染研等三研究所の戸山移転事業は昭和六〇年度予算成立により事業決定され、当初昭和六〇年度から昭和六三年度までの各年度の予算が国会の議決を経て計上された。

(4) 昭和六〇年以降(移転工事)

感染研等三研究所の戸山地区への移転計画事業は、昭和五九年一二月に昭和六〇年度予算の政府原案内示を受け(同月に右事業概要が新聞により報道された)、同予算の決定に基づいて初年度の昭和六〇年度に建設用地の敷地調査及び設計が行われ、昭和六一年八月に外部に説明できるような形での基本計画、基本設計が定まった。被告は、同月から戸山地区の住民や早稲田大学などに対する説明を開始し、同年一〇月一日に建設敷地内にあった旧国立身体障害センターの廃庁舎の解体撤去工事及び整地作業を実施した。その結果、住民から、戸山庁舎による周辺への日影の増加、同庁舎による圧迫感があるなどの問題があるとして、設計変更の要望が出されたことから、東京都の条例に基づく紛争調整のあっせんが行われた。この間、被告は、昭和六二年一月ころから、住民側の主張が前記の日影等の問題から感染研の研究業務、特にP3実験室(バイオセーフティレベル3(別紙2病原体等目録において「レベル3」と分類されているもの)の病原体等を物理的に封じ込める(物理的封込めのことをフィジカルといい、以下「P」で表す)ための設備を備えた実験室の)を用いる研究(細菌、ウイルスといった病原体等を用いての実験)の安全性に絶対の保証がないことを理由とする建設反対に変わったため、同年三月以降工事を延期し、一年九か月の期間をかけて説明会や感染研の施設見学会等を行い、地元住民や早稲田大学等へ繰り返し安全対策を講じていくことなどを説明した。

被告は、当初、国立身体障害センター跡地等に地上七階、地下二階建等三棟の庁舎を建設する計画を立てていたが、近隣住民からの前記のような要望を考慮して、研究低層棟のプールの屋根を低くし、研究高層棟を計画より一層低くして、その分を共用棟に載せ、建物全体を西北へ移動するなどして周囲が日影になる部分を減少させ、庁舎による圧迫感を除去させるように計画を修正した。また、被告は、東側擁壁に緑化を中心とした環境整備を行い、早稲田大学文学部グラウンド下を通過していた医療センターの下水溝の経路を変更して下水の流入を遮断し、P3実験室を地下一階から地下二階へ移し、地下二階に病原体等の集中保管室を設置するなどの変更をした。その上で、被告は昭和六三年八月一九日原告らを含む住民団体及び関係行政機関等に対し、工事再開の通知をし、工事説明会を実施した上で工事を再開した。

ところが、住民や学生らが、工事現場ゲート前で工事用車輛の侵入を阻止するなどの工事阻止行為に及んだため、被告は、実質的に工事を実施できず、以後も連日右工事現場での住民や早稲田大学の学生らによる監視が続いたことから、混乱を避けるため工事を見合わせた。右のような経過の下で、感染研は、昭和六三年一〇月、新宿区議会の要望を受け、「早稲田・住民の会」を中心とする地元住民との話し合い及び感染研施設の見学会を実施するとともに、住民の理解を求めするため、感染研の事業概要を記載したパンフレットを配布するなどして、混乱を極力回避する努力をした上、同年一二月に工事を再開し、平成五年七月に工事を完了した。

このようにして、平成四年八月二五日に右工事のうち庁舎建物が完成し、感染研は関東地方建設局から右建物部分の引渡しを受け、同年九月七日から移転を始め、同年一〇月二〇日にはすべての移転を完了し、同年一二月からP3実験室における研究活動を開始した。

(四) 現在の感染研の運営施設の概要

(1) 戸山庁舎は品川庁舎と比較すると、研究室、実験室、特別研究部門、共同利用部門等の構成(配置)が異なり、そ

の専用部分及び共用部分の床面積(二万六七〇〇平方メートル)も品川庁舎(一万六四〇二平方メートル)より大幅に増加し、実験研究部門の効率的な配置、研究支援部門(RI、動物、高度機器、コンピュータの各室等)の充実、会議室及び図書室の増設などを図ったことにより、品川庁舎の当時より、感染研の設置目的に沿うように改善されている。

すなわち、研究室や実験室等の主要設備を比較すると、研究室及び実験室については、品川庁舎においては両者共用小部屋であったのに対し、戸山庁舎では研究室と実験室とが分離され、大部屋化(一部を除く)されており、また、特別研究部門については、品川庁舎では各研究部に分散されていたが、戸山庁舎では集約されている(研究室、実験室、特別研究部門の床面積合計が品川庁舎では一万一三九一平方メートルであったが、戸山庁舎では一万一七七七平方メートルとなった)。さらに、会議室については、品川庁舎では一六八平方メートルであったが、戸山庁舎では五二〇平方メートル(ただし栄養研及び病管研との共用)となったし、動物実験施設については、品川庁舎では二二三三平方メートルであったのを、戸山庁舎では一七〇二平方メートル(検定関係の動物実験施設が村山庁舎へ移動したため縮小となったもの)、機械設備・交通部門については、品川庁舎では三七〇一平方メートルであったが、戸山庁舎では一万二三九八平方メートル(吸水及び排水、吸気及び排気などについての安全対策、交通部門の整備のため)となり、空地面積(敷地面積から建築面積を控除したものは戸山庁舎では二万二三二八平方メートルとなった。もともと、この空地は三研究所で共同利用するためのものであり、感染研が専用使用できるようには設けられていない。

(2)また、戸山庁舎における感染研には、所長、副所長の下、総務部、企画主幹、研究主幹、ウイルス第一部、同第二部、細菌部、口腔科学部、寄生動物部、感染病理部、免疫部、生物活性物質部、細胞科学部、食品衛生微生物部、昆虫医科学部、獣医科学部、安全性研究部、ウイルス製剤部、細菌・血液製剤部、国際協力室、遺伝子解析室、遺伝資源室、バイオセーフティ管理室、放射能管理室、動物管理室、感染症情報センター、エイズ研究センター、付属図書館、村山分室、筑波医学実験用霊長類センター、ハンセン病センター(同センターには、病原微生物部と生体防御部がある)が設置されている。

このような組織体制の下で、感染研では、① 抗結核薬のカナマイシンの発見、日本脳炎、小児マヒ、ハンセン病、寄生虫病等の制圧に関する研究、ブレオマイシンやインターフェロン等の抗ガン剤の研究など感染症の診断、予防及び治療に関する基礎、応用研究、② 感染症について病原体等や寄生動物等の保管、分与、感染症の診断、検査、疫学調査などに用いる試薬の標準化や標準品の製造・分与、専門家技術者の教育、情報交換等(レファレンス活動)、③ 全国の地方衛生研究所からの病原体検出報告及び定点診療所からの患者発生状況を集計評価し、その結果の提供(サーベイランス)、④ 感染症、その他特定疾病の予防、治療及び診断に関する生物学的製剤につき有効性、安全性及び均質性を保障するための国家検定と抗生物質薬品の国家検査、生物学的製剤、消毒薬、殺虫剤、各種ウイルス、抗体等につき一般からの依頼による生物学的検査、生物学的製剤や抗生物質医薬品の各種標準品などの試験製造、⑤ WHOの協力センターとなるなどの国際協力関係業務、⑥ 国内及び海外からの研修生などに対する研修業務などを行っている。

三 原告らの主張

1 差止請求の法的根拠

(一) 人格権侵害の意味

原告らが本件の差止請求権の法的根拠とする人格権は憲法一三条、同二五条、民法七〇九、七一〇条などを根拠に認められるものである(東京高等裁判所昭和六二年七月一五日判決・判例時報一二四五号八頁、横田基地騒音公害訴訟第一次、第二次控訴審判決)。すなわち、法が人間の尊厳の尊重を唱え、人間存在を価値あるものとしている以上、人間が人間らしく生きるために必要不可欠の利益は、これを人格権として保護されるべきものである。また、人格権は、右のとおり実定法上の根拠を有するだけでなく、人間が人間として生存活動を営むために当然認められるべき本質的な権利であり、実定法上の規定の存否にかかわらず承認されるべき基本的権利である(大阪国際空港公害訴訟控訴審判決である大阪高等裁判所昭和五〇年十一月二七日判決・判例時報七九七号三六頁参照)。

そして、右のような人格権が生命、健康、生活に関する利益など個々に分けて理解される権利ではなく、右各利益を内包

した包括的な権利であり(大阪国際空港訴訟控訴審判決参照)、しかも人格は人の生活のすべての面で法律上の保護を受けべきものであるから、そのためにはそれぞれの局面において相応する権利の行使が認められるべきであり、人は、その一種として、平穏安全な生活を営む利益も有しているというべきであるから(横田基地騒音公害訴訟控訴審判決)、平穏で安全な生活を営む権利(平穏生活権又は生活権)は人格権の一種として、差止請求の法的根拠として認められるべきである。

原告らは、生命、健康に限定した個別の人格権を本訴の差止請求権の法的根拠として主張しているものではなく、現実の社会国民生活において、生命、健康、精神的自由、日常生活の自由、平穏などを享受して快適な生活を送るといった人格的利益を包括する人格権の存在することを繰り返し述べてきたものである。人間の生命、健康が至上価値であることはいうまでもないが、法的にも、公害対策基本法(昭和四二年法律第一三二号。なお、同法は平成五年法律第九二号により廃止された)が、「公害」を「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義している(同法二条一項)ことや生存権を保障するために健康な環境利益が享受される必要があることからすると、人間の生存、発達にとって健康で快適な環境の下に生活することは不可欠の条件であり、法的な権利として認められるべきものである。さらに、人間は肉体を持った生物的存在であるとともに文化的、精神的、情緒的な存在でもあるところ、優れた自然環境や歴史的環境が、文化的、精神的、情緒的存在としての人間に発達していくためには不可欠である。原告らは、このような人間としての欠くべからざる基本的かつ重大な権利である人格権に基づき、本件差止めを求めるものである。本訴請求の判断に当たっては、以上の点に留意すべきである。

(二) 差止請求の要件

(1) 本件は、騒音、振動及び大気汚染などに関する訴訟の場合と異なり、感染研から排出される病原体等による感染の危険、災害時、非常時における病原体等の拡散、漏出の危険等という被害がまだ顕在化していないところに特殊性がある。しかし、被害の顕在化が認められない場合であっても、本件のような病原体等の拡散、漏出が顕在化した場合の被害の重大さを考えれば、後に述べるようにその危険性に対する周辺住民の漠然とした不安が感染研側で完全に払拭されない限り、人格権の侵害があるものとして、感染研の研究活動の差止めが認められるべきである。このことは、以下の検討からも明らかである。

(2) 人格権は、人の生命、身体及び自由等の権利の根源であるところ(関西電力四国高浜原発二号機差止請求事件の第一審判決である、平成五年二月二四日大阪地裁判決・判例時報一四八〇号一七頁)、これに基づく差止請求権の要件としては、通常、侵害による被害の切迫性、侵害による回復し難い重大な損害の発生の明白性、被る損害が相手方の不利益よりもはるかに大きいこと、他に代替手段がないことなどが挙げられる(長良川河口堰建設差止訴訟第一審判決である平成六年七月二〇日岐阜地裁判決・判例時報一五〇八号二九頁)。

しかし、人の生命、身体及び健康を根源的な権利と認めるのであるから、侵害の危険性が抽象的にでもあれば、侵害発生の客観的蓋然性が存在するものと推定し、侵害又は侵害の危険のある原因について責任ある者が侵害発生の危険性のないことを十分立証できない限り侵害発生の客観的蓋然性及び損害発生の明白性があるものと認めるべきであり、被害の切迫性及び損害発生の明白性の要件は不要と考えなければならない。また、生命、身体及び健康を根源的権利と考えるのであれば、これを超える法益はないはずであるから損害と相手方の被る不利益とを比較衡量する必要はない。そして、代替手段の存在については相手方が立証責任を負うべきである。なお、差止めは相手方の権利を制約するため、その要件として、損害賠償請求の場合よりも強度の違法性を求める見解があるが、人の生命、身体を根源的権利と考える以上、右のような見解は公共性等の相手方の利益を過度に強調するものであり、不当である。

(3) また、本件は、施設が潜在的な危険性を有するという点で原子力発電所(以下「原発」という)の運転・建設の差止請求の場合と共通しているところ、原告らは、少なくとも右原発差止請求事件(東北電力女川原発訴訟第一審判決である仙台地裁判決平成六年一月三十一日・判例時報一四八二号五頁)で承認された差止めを請求される側が立証すべき安全性を確保する対策について、これが行われていないことを十分に主張し、立証した。

これに対し、被告は、感染研における外部環境への災害の波及の主要原因として「研究室内部での感染事故による第二次感染」という極めて限定的な危険性を主張し、これに基づく安全対策を反証として提出したにすぎず、右差止めを請求される側が立証すべき当該施設の事故防止に係る安全確保対策に係る安全性、平常時運転における安全確保対策に係る安全性並びに自然的立地条件に係る安全確保対策及び当該施設と公衆の隔離に係る安全確保対策から構成される当該施設の立地条件に係る安全確保対策に係る安全性を立証していないのであるから、感染研の潜在的危険性を社会観念上無視し得る程度に小さく保つための安全対策を講じているとは到底認められない。したがって、右の点だけからしても感染研が研究活動をするのは、原告らの生命、身体に対する違法な侵害に当たるといふべきである。

(三) 違法性(原告らの人格権の侵害)

原告らは、後述するとおり、バイオハザードには、① 病原体等が漏出して的確な検出方法がないこと、② 病原体等の増殖により被害が伝染し、拡大すること、③ 感染しても発病しない状態が続くこと(不顕性)、④ 原因たる病原体等を特定することができず、そのため、その治療法も分からないことが多いこと(被害原因の未知性、回復不能性)、⑤ 病原体等と発生した災害との因果関係が判明しないことが多いことなどの特徴があることから、人格権に対する具体的侵害又はその具体的危険性についての立証がなく、これらに対する抽象的な危険性があるにすぎない場合であっても、感染研周辺の住民らに右のような特徴を有するバイオハザード問題の発生に対する不安が現にある場合には、人格権の侵害があるものとして差止請求を認めるべきであると考えます。そして、原告らの指摘する抽象的な危険性は原告らの不安を裏付けとするものであるとはいえ、以下に述べるとおり、法的、科学的見地から十分な合理的根拠を有するものである。

なお、感染研の安全性(危険性の不存在)の立証責任を被告が負うのは当然の条理であると考えますが、この点は事柄の重要性にかんがみ重複を厭わず後に改めて詳論する。

(1) 感染研の設置・運営による原告らの人格権の侵害

健康で快適な生活をする環境は、侵害から保護されるとの保証が得られる場合にのみ実現される。ところが、本件においては、原告ら住民、早稲田大学の教職員、新宿区議会などが一致して戸山庁舎における感染研の研究活動に反対の声を上げていることから見て取れるように、感染研が病原体等の培養や遺伝子操作などの実験研究を大規模に行うことにより、周辺に悪影響を及ぼし、甚大で広範な被害を発生させることが客観的、具体的に危惧されていることが明らかとなっている。このように本件請求は、「抽象的」かつ「あいまいな」根拠に基づく請求ではない。

被告は、感染研の運営による原告らの生命、身体への侵害の客観的蓋然性がある場合に人格権侵害のおそれがあると解すべきだとし、被告の負担責任としては設備面の安全性と管理運営の安全性について判断すれば足り、右客観的蓋然性が存在することについては原告らが主張立証責任を負うと主張する。しかし、本件は、原告ら個々の人格権に対する侵害が問題となるわけではなく、感染研という施設が周辺の大多数の住民に対して被害を及ぼす危険性があること、すなわち、公害を発生させる蓋然性があることが問題とされるべきなのであり、この点に感染研の研究活動に人格権に対する違法な侵害があると主張しているのである。そして、「公害」は、仮に現在は身体等に対する侵害が急迫していなくても、長期的には微量の物質を長期間摂取することにより、大多数の住民に被害を及ぼしていくという点に特質があり、かつ、この点の認識が「公害」発生源に対する差止請求の判断に当たっては欠いてはならない重要なことなのである。

したがって、感染研は公害発生の原因となり得る危険な業務を行っているのであるから、その研究活動が戸山地区の住民、特に、免疫不全症者、免疫能力の弱い老人、幼児、妊婦、障害者などに対して長期にわたり「絶対安全」であることを証明する義務があり、そのため、原告らの質問に対し、情報を公開して説明する義務がある。それにもかかわらず、被告が、戸山地区に先に居住又は勤務等していた原告らに対し、まず、「侵害のおそれ」を立証する責任があるなどと主張することは本末転倒であり、むしろ、感染研は先に居住又は勤務していた原告らの要求する情報を公開し、その質問に答えて、感染研が戸山庁舎において研究活動をして「絶対安全」であることを証明しない限り、その施設での研究活動は違法といふべきであるから研究活動をしてはならないのである。

(2) 違法性の内容と判断基準

ア バイオハザードの危険性

(ア) 特殊性

感染研の研究活動により発生が予測されるバイオハザード、有毒化学物質、放射性物質などによる被害のうち主要なもの(例えば感染、発病、発がんなど)の多くは、相当の年月が経過した後、既に手遅れになってから判明する(被害の不顕性)。このようなバイオハザードによる被害の特質を考えると、本件のような「危険」な施設を設置する場合、被告は周辺住民に対し、右のような被害の特質を踏まえた説明をして、そのような被害の発生が予測される施設を設置することを納得させるべき責任がある。したがって、被告は、住民において不顕性の被害の発生をできるだけ早期に発見できる方法や被害が数十年(少なくとも平均寿命の期間)にわたって発生しないことを証明しなければならず、それができない限り被告が原告ら住民に対する「侵害の客観的蓋然性」のないことを証明したとはいえないのである。

また、人間は、バイオハザード、特に新しい未知の病原体等による感染災害には極めて抵抗力が弱い。その上、バイオハザードは、周辺住民への個人的被害にとどまらず、全国民、全人類にその被害が及ぶ危険性を有しているのである(被害の広範性、深刻性)。しかも、遺伝子操作により人工的に未知の病原体等が創出され、それにより回復し難い被害が発生し、拡大する可能性が大きい(被害の未知性、回復不可能性)。この点については、北村敬元感染研部長(以下「北村元感染研部長」という)も、遺伝子操作、腫瘍ウイルスなどの実験による汚染が発生しても、その認識はるか先になることから、安全対策が特に重要である(に)としながら、安全対策については明確な原則がないことを認めているのである。したがって、組換えDNA実験などから創生される病原体等により原告ら周辺住民に絶対被害を及ぼさないと被告が主張することは信頼性に欠けるといふべきである。また、林滋生元感染研所長(以下「林元感染研所長」という)は、病原体等が外部に漏出し、感染事故が発生した場合、速やかに感染研と第三者機関及び早稲田大学等と共同して周辺住民や学生の疫学調査を実施した上、検診方法を決定すると述べており、感染研がその業務により住民に被害を及ぼす危険性があること、被害が生じた場合には抗体調査のため、住民の血液を強制的に採血するという人権蹂躪を犯す可能性があることを認めている。しかも、組換えDNA実験から生まれた未知の病原体等による感染事故が発生した場合には、検診方法も治療方法も分からないため有効な対策を採り得ないのであるし、また、原因が未知であることを理由に因果関係を争うなどして、被告ないし感染研が責任を免れようとするのが十分に考えられる。

このように、病原体・遺伝子組換え施設に起因する被害は、病原体・組換えDNA実験に伴って、病原体、遺伝子組換え体、有害化学物質、発がん物質及び放射性物質を含む排気、排煙及び排水を排出し、また、実験動物の逃走事故を起こし、感染廃棄物を排出する上、それらが複合して、化学災害(主に発がん、奇形、悪臭)に加えて、バイオハザード(主に感染、発がん)、放射線災害(主に発がん)等の複合的な公害をもたらす危険がある。特に、バイオハザードは、被害の不顕性、遅発性、被害の回復不能性、因果性の証明の困難などの特徴があり、予防には、治療が補償に優る[予防は治療と賠償にまさる、の誤り]という教訓が一層よく当てはまる。

(イ) 危険性

バイオハザードは、その原因となる病原体等を直接見ることができず、手遅れになるまで気が付かないという点で放射能汚染と似ている上、漏出した細菌の検出は放射能の検出よりも難しいと警告されるほど危険であり、事故が起こった場合には、些細なものでも、職員のほか近隣住民も極めて深刻な影響を被ることになる。しかも、どの地域社会でも免疫不全患者、幼児、老人、妊産婦及び既に疾病や障害を抱えていて抵抗力に乏しい人々が生活をしているところ、こうした人々は感染しやすいし、病原体等に感染してもすぐに発病するものではないため、病原体等が更に拡散したり、発症した場合には処置できない状態になってしまったりする可能性もあることを考えると、特に地域社会においては、研究室内における感染と比較して、被害が格段に深刻であることに留意しなければならない。加えて、過去数年来、治療方法が明らかでない新しい病原体等が発生し、また、病原体等が致死性に変異するなど重大な事態が生じている。例えば、メチシリン耐性黄色ぶどう球菌(MRSA)、大腸菌O—157型、劇症溶血連鎖球菌等のように、病原微生物が変異し、新しい毒性を有する致死性の病原体等に変異するものが続出しており、バイオハザード発生に対する原告らの不安は計り知れないものがある。

(ウ) 被告主張の非科学性

被告は、現代の医学等の科学技術水準に照らし、その安全性が否定されない限り、戸山庁舎で現在の実験などを行うことが認められると主張し、また、バイオセーフティの理論と技術が進展したことから、実験室感染は起こらなくなったという。

しかし、病原体等を用いた実験は、従来は実験者が病原体等に最も密接に接触していたことから、実験室感染を防ぐために白衣、マスク、メガネや手袋等を使用するだけで実験を行い、当然、実験室感染のほとんどにおいて実験者が被害者であったが、現在では、従来の実験室感染の危険を機械力により強制的に外部へ放出して実験室内の安全を図っているため、実験者よりも周辺の住民への危険の増大をもたらしている。また、P3実験室及びP3実験動物施設等が設置されてから一〇年ほどしか経過しておらず、感染研が職員に吸入を禁止している排気を外部に強制排気しているため周辺住民に発がん被害が発生するおそれが極めて大きいことを否定する論拠は現代科学によっては証明されていない。また、病原微生物の漏出を経時的に連続して生物学的に検出する装置は存在しないから、被告が、いかに処理水のサンプリングを行い、検査結果を記録し、その機器類の運転状況を常時監視するとの万全の方法を採っていると主張してみても、断続的、部分的な検査をしているにすぎないのであって、万全などとはいえない。そして、住宅密集地での病原微生物等の大量培養・実験及び組換えDNA実験・研究の安全性は、研究者の間でも異論があり、安全性の科学、環境科学、確率論、環境法学、環境影響評価学等の専門家の間では感染研の研究が安全であると論証されたことはない。このことからすれば、現代の医学、安全性の科学、リスク科学、環境科学、空気清浄工学、確率論、環境法学、環境影響評価学等の総合科学的見地からする検討に照らして、安全性が証明されない限り、戸山庁舎における感染研の研究業務の実施は差し止められるべきである。

イ 被告のバイオセーフティの原理の非科学性

被告が主張する「確立されたバイオセーフティの原理」は学問の進歩を無視している。すなわち、遺伝子組換えにより病原性を有していなかった微生物が病原性、発がん性を保有するようになったという報告が発表されているように、遺伝子操作による「バイオセーフティの原則」が確立したとの合意は、遺伝子操作に従事する科学者の間ではもちろん、環境科学、安全性の科学等の科学者の間でも成立してはいない。

仮に、被告主張の「バイオセーフティの原理」を前提にしても、P3実験室及びP3実験動物施設から強制排気される排気中の病原体等の種類とその絶対数、その周辺住民への発がん等の影響、住民が感染研からの排気により感染発病する確率などが明らかでない上、感染発病が起こり得るならば、その発生の確率に関係なく、人命尊重の精神等から感染研が研究活動することは許されないし、また、発生が予測されるバイオハザードの被害も許容できない。さらに、HEPAフィルター(病原体等の濾過により空気清浄を行う機能を託されたフィルターであり、「HIGH EFFICIENCY PARTICULATE AIR FILTER」の略)通過後の排気からウイルスが一個も検出されず、透過度が〇パーセントであったとしても粒子が完全に捕捉されたとはいえないから、ウイルスが漏出しなかったということとはできない。被告が、P3実験室等の排気のうちから事実上すべての感染性エアロゾル(気体に浮遊した液体のコロイド粒子又は固体粒子のこと)の粒子を除去できると主張するのであれば、感染研からの排気を外部に強制排出し、拡散させる方策を採り、感染研内部に還流させていない理由が何であるかを明らかにすべきである。

ウ WHOの指針違反

アメリカは、昭和四五年に「国家環境政策法」を制定して、遺伝子組換え研究施設に環境影響評価の事前発表を義務付けるようにしたが、その安全確保対策を体系化したのは、昭和五八年のWHO「実験室バイオセーフティ指針」(以下「WHO指針」という)である。WHO指針は、病原体実験の危険性を警告し、病原体実験施設の安全性に関する最低水準としての建築設備、仕様、管理体制を厳しく規制した。しかも、WHO指針は、遺伝子組換え研究施設で取り扱う病原体等をデンジャランス・パソジェンスと位置付けた上、病原体等が外部に漏れたときの人の健康及び地域社会に与える影響、その土地の免疫レベル、宿主動物の人口密度、媒介動物の存否などを基準にした危険度を分類して、安全対策の体系化を国際的

に指示したのである。一九九〇年代に入ると、安全確保と環境保全の要求は一層強まり、平成二年、欧州共同体(以下「EC」という)理事会は、「遺伝子組み換え微生物の閉鎖系使用についての指令」を発し、遺伝子組換え研究施設の環境影響評価、危険度評価の事前発表と公衆の合意を義務付け、アメリカは公法を改正して、ほとんどすべての遺伝子組換え研究施設が扱う病原体・毒物等の名称と生物学的特徴、立地状況、予算執行状況、生物学的安全性のレベル、緊急非常事態対策等について議会に報告することを義務付けた。

ドイツでは、「遺伝子工学の諸問題の規制のための法律」が施行され、P2以上の遺伝子組換え研究施設についての届出義務と認可制度、州政府による立入査察が制度化され、実際にも、マールブルグ大学のP2施設に対して閉鎖命令が出された。イギリスでも平成四年に、「遺伝子組み換え微生物(閉鎖系)の規制についての法律」が施行され、P2レベル以上のすべてのバイオ実験について、独立の政府機関である保健安全局への事前届出を義務付けることにし、実際にも、平成五年末にバーミンガム大学医学部のP2レベルのバイオ実験に禁止命令が出された。

平成五年、WHOは、それまでの一〇年間の経験と新しい知見に基づいてWHO指針を改訂し(以下改訂版を「改訂WHO指針」という)、遺伝子組換え研究施設に対する規制を一層厳しくした。日本でも、環境省(旧環境庁)は、平成二年に遺伝子組換え研究施設環境保全対策が「明らかになっていない」として、「バイオテクノロジー関連施設環境保全対策分科会」を設置し、環境汚染の防止対策、新規立地の事前調査、住民合意の在り方などの検討の必要性を公表した。右に示された基準は、バイオハザードの危険を防ぐため、WHOが世界各国において遵守すべき最低基準として定めたものであるから、大量の病原微生物、有害化学物質、放射性同位元素等を扱う感染研をも法的に規制する。すなわち、WHO指針は条約や法規ではないから直ちに国内法上の規範には当たるわけではないが、憲法二五条二項、公衆衛生の向上及び増進並びに感染症など特殊疾病についての伝ば及び発生の防止などの厚生労働省の設置目的、WHOが国際的に権威ある機関で、右指針はそのWHOの基本文書であること、右指針はあくまで一般的指針であり、先進国ではバイオセーフティの法規制が進んでいることからすれば、被告は当然の条理としてWHO指針を遵守すべき法的義務がある。

感染研は、後述のとおり、バイオ研究に伴う環境保全、安全確保対策について要求した最低基準であるWHO指針等の国際基準に違反している上、右違反についての地方自治体からの抗議を無視し、回避できる危険性を回避しないで実験を強行しており、その違法性は極めて高い。また、被告は、WHO指針を必ずしも周辺住民の危険性を防止するための規程ではないと反論するが、これは原告らが言及していない安全性に関係のない部分を引用して主張しているものであり、改訂WHO指針に指示されている最低の安全基準に照らせば、施設面でも運営面でも感染研の「安全対策」の欠陥、危険性は一層明白である。さらに、WHO指針及び改訂WHO指針は、主として実験施設内の職員のための最低の安全基準を指示し、環境問題に十分に配慮していない限界を有するとしても、右両指針は環境保全のために重大な警告を行っており、例えば、P3実験室からの排気を人のいる建物に流れないようにしなければならぬと警告し、改訂WHO指針で病原体実験施設の災害・火災対策について厳重な規制を行うように求めているが、これに対する感染研の安全対策は杜撰であり、周辺住民、障害者、早稲田大学の教職員や学生らの健康と生命の安全に重大な被害を及ぼす大きな危険性がもたらされている。

なお、WHO指針は、原題は「Laboratory Biosafety Manual」であるところ、このうち「Manual」を被告は「指針」と主張し、証人山崎修道は「マニュアル」と述べるが、その権威と意義からすれば、本来「必携」と訳し、尊重すべきものである。

エ 環境影響評価義務の懈怠

大量に培養された致死性病原体等、これに汚染された実験動物、有害物質などを保管し、取り扱い及び廃棄する大規模な研究所を設置するに当たっては、その事業主体には、設置計画を実行に移す前に設置予定先地域住民の安全や生活環境に及ぼす影響の有無を調査した上、これを公開し、その意見を取り入れながら、代替案を含めた安全性を確保し、生活環境への影響を防止する措置を検討すべき条理上の義務が課せられている。右義務は、各種研究所施設が環境及び住民の健康と生活に悪影響を与える公害発生源となる可能性が大きいことから、研究所施設を環境影響評価の対象とする神奈川県条例が存在していることから明らかである。また、被告の主張する「客観的に住民に対する生命、身体の侵

害が具体的に発生する蓋然性が認められる状態」にあるとの判定をするためにも環境影響評価は必要とされる。そして、環境影響評価を怠った場合、憲法三一条のデュープロセスの保障に基づく手続違反を理由に差止めが認められるべきである。人の生命、健康、快適な生活環境は、最大限の保障を受けるべき利益であり、その保障には事前の救済こそが必要であり、そのために重要な手続が環境影響評価である。そのため、環境影響評価手続が履行されていない行為に対しては右手続違反を理由に差止めを認める必要がある。

本件においては、ウイルスや危険有害物質等による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、実験動物による悪臭、実験動物の死骸や薬品、処理されたウイルス等病原体を含んだ廃棄物、これらによる生態系への影響、住民から要求が出ている敷地にある史跡文化財の保存、景観、身体障害者施設等福祉施設や医療機関、教育施設に関連するレクリエーション資源やコミュニティの快適さへの影響、そして何より危険度が高い病原体等や危険有害物質が緊急災害時の避難場所において大量に保管、使用されることによる地域住民の安全への影響といった点で、重大な影響を及ぼす可能性が大きいものである。遺伝子組換え研究施設においては、病原体等のほかに大量の放射性物質、有機溶剤、有毒化学物質等が使用され、周辺に排気されるところ、被告は感染研を品川庁舎から戸山庁舎に移転するに当たって環境影響評価を全く行っておらず、前記環境影響評価義務に明らかに違反している。

以上のとおり、被告には、その影響の範囲や程度、代替案を含む防止策を事前に検討して予測、評価した上、それを公表し、地域住民、事業者、行政が意見を出し、自然環境及び住民の健康と生活を守るべく環境影響評価手続を履行すべき義務があるのにこれを怠り、感染研庁舎を人口密集地の戸山地区に設置し、危険度の高い病原体等の研究を行うことは、原告らが有する人格権(憲法一三条、二五条、民法七〇九条、七一〇条)を著しく侵害するものといわざるを得ない。そして、人格権としての生命、健康及び生活に関する権利が重大な保護法益で物権同様の排他性が認められ、感染研の研究活動が原告らのこのような性質、内容の人格権を著しく侵害する以上、原告らは侵害行為である感染研の研究活動の差止請求権を有するのである。

オ パブリック・アクセプタンス違反

基本的人権の根源として最大限に尊重されなければならない「生命、自由及び幸福を追求する権利」(憲法一三条)のうち、最も尊重されるべき生命及び健康については自ら決定する権利が市民に与えられなければならない。そのため、遺伝子組換え研究施設の立地に当たっては、パブリック・アクセプタンス、すなわち住民及び自治体がこれに合意し、環境保全協定を締結することが必要であると考えべきであるところ、被告は環境保全協定を締結をしないばかりか、自治体及び住民から同意を得ようともせず、話し合いを求める住民、障害者、早稲田大学、新宿区議会などを力でねじ伏せ、品川区から戸山地区への移転を強行したものであるから、右パブリック・アクセプタンスに違反している。なお、右協定の必要性については、環境省が平成二年三月に「バイオテクノロジー関連施設環境保全対策分科会の設置について」において、バイオテクノロジーの閉鎖系利用についても環境汚染の未然防止及び立地の事前審査の在り方を明らかにする必要がある旨の発言をしたことや神奈川県「先端技術産業立地環境対策暫定指針」からも裏付けられている。

カ 建築基準法違反(昭和二五年法律第二〇一号。建築時までは平成四年法律第八二号による改正前の建築基準法、建築後は同改正後のものを指す)。

建築基準法は国民の生命及び財産の保護を図るため(同法第一条)、建築物についての「最低基準」を定めたものにすぎず、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和二六年法律第一八一号。「官庁営繕法」)の第三条に「国家機関の建築物については、この法律で定めるものの外、建築基準法の定めるところによる」と規定されていることから、建築基準法は建築主が被告の場合にも適用されることは明らかである。

戸山地区は、戸山庁舎建設時には第二種住居専用地域であったことから、建築基準法四八条によれば、同法別表第二(ろ)に掲げる建築物に該当しないこと、すなわち近隣の居住環境を害するおそれのある用途が主である研究施設に当たらないこと(昭和五二年建設省住指発七七八号通達(以下「七七八号通達」という)参照)が必要であり、また、現在では、同地域は第一種中高層住居専用地域とされ、良好な居住環境を保護するための建築制限がより強化されているから、法律上、

限定列記された建築用途のみが許されており、① 研究施設としては「居住環境を害するおそれのある用途が主ではない」研究施設(同法別表第二(は)。七七八号通達参照)、② 事務所としては事務所部分の床面積が五〇平方メートル以下で、かつ全体の床面積の半分以下である兼用住宅、③ 工場としては作業場の床面積五〇平方メートル以内の自家販売のための食品製造業を営むパン屋、米屋等、④ 畜舎としては床面積一五平方メートル以下の付属建築物、⑤ 危険物を扱う建築物としては、用途地域内に建築することができる建築物に附属し、火薬類、圧縮ガス、消防法(昭和二三年法律第一八六号)で定める危険物のうち法令で定める量以下しか取り扱わない場合といった限られた建築物のみ建築が許されている。

しかしながら、戸山庁舎は、① 動物実験施設からの廃棄物、悪臭、騒音、バイオハザード、RI汚染による多岐にわたる公害の及ぶ可能性があること、動物実験施設以外のP3実験室(七室)、P2実験室(数十室)、RI実験室(多数ある)等の研究実験施設については、排気、排水、廃棄物などが漏れ出る可能性があることから、明らかに近隣の居住環境を害するおそれのある用途が主な施設であるし、また、公害の可能性は設計上の工夫によって解消されてもいないこと、② 事務所施設部分は地下二階、地上四階であり、その延べ床面積は規制値を明らかに超える約一万三八〇〇平方メートルであること、③ 実験動物施設は年間三万匹を擁する畜舎であって一般の畜舎とは比較にならないほど大きな施設であることなどから、用途地域内の建築規制を定めた建築基準法四八条に違反している。

キ 官公庁施設の建設等に関する法律違反

建設省が「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき平成八年に制定した「官庁施設の総合耐震計画基準」(以下「本件耐震基準」という)は既存施設にも適用されるところ、戸山庁舎は、① 「災害応急対策活動に必要な施設」の保健衛生及び防疫活動に関与する機能、② 「危険物の貯蔵又は使用する施設」のうち「放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設」として危険物を安全に保ち、周辺環境を害さない機能、③ 周辺地域にとって「救護施設」、「避難所」としての機能という三つの機能を持つ施設として規制されるが、後記のとおり、右規制基準を全く満たしていない。

すなわち、本件耐震基準は、昭和六二年に制定された「官公施設の総合耐震計画標準」(以下「昭和六二年耐震標準」という)と比較した場合、建築構造体の耐震性について重要度係数を一・二、層間変形角を一二五分の一以下とされていたものから、保有水平耐力割増分を一・五、層間変形角を二〇〇分の一以下(構造体I類)と規制を強化し、建築非構造部材の安全性について、「人命の安全確保のみ」から、「人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている」(A類)ことを目標とするものへと強化し、建築設備の耐震性を「人命の安全確保」と「二次災害の防止」という一般施設と同じ目標から、それらに加え「大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる」(甲類)ことをも目標とするものへ向上させているが、戸山庁舎が右各規制を満たしているとは考えられない。また、本件耐震基準では、地震時に人命や財産の安全が十分に確保される位置に官公庁を選定すること、災害記録や事前の地盤調査等を基に災害危険度の判定を行うこと、敷地を災害応急対策活動等を考慮した広さ、形状とし、建物などの配置も右活動時に十分機能するように計画すること、必要な施設は災害応急対策活動を継続的に行うために必要な水、食料、電気等を確保する備蓄室を設けること、災害応急対策活動に必要とされ、地域防災計画で避難所とされた施設は、火災などの二次災害による機能低下を避けるため、空地等の緩衝緑地帯により隣地建築物との距離を有効に保つ配置をしたり、外壁、窓からの延焼を防ぐ構造が求められることなどが必要であるが、戸山庁舎では、これらの対応は採られていない。戸山庁舎は、危険物を貯蔵、使用する施設であるため、豪雨時に実験室から滅菌されない排水が溢れ出し、また、排気が拡散され、そこから病原体等、放射性物質、有害化学物質などが漏出するおそれがあるにもかかわらず、それに対する検討、災害時の動線(都市空間等における人や物の動きの量、方向、つながりなどを示す線)計画や設備室に浸水しないような建築計画を立てていない。戸山庁舎では、危険物を貯蔵、使用するP3施設やP2施設が、停電、火災、機器故障時に病原体等の漏出を防止するような設計になっていないこと、機械室、電気室、P3実験施設、RI室などの設備機器、配管等は大地震後も機能すべきであるのに水損事故のおそれがある地下二階にあること、発電機等の連続運転可能時間が規定よりも短く、ライフライン(都市生活に不可欠な水道、電気、ガス等の供給システムのこと)が途絶した場合、その回復まで研究業務の遂行が不可能である上、必要な飲料用水なども確

保されていないことから、大地震後の二次災害に対する安全性を確保する設備を有していない。自家発電設備の冷却方式は空冷式であるべきなのに水冷方式が採られており、発電機室は機械換気に加え、自然給気、自然排気が必要であるのにそうした給排気ができるようになっていない。電気室は入口などからの浸水防止に配慮すべきなのに、戸山庁舎では、電気室の隣室に耐震性の不足する受水槽が設置されている。水源につき代替手段を考慮し、配管を二系統にする対応、飲料水系統において滅菌装置等を設けて水質を確保する対応、地震感知により作動する緊急給水遮断弁等を設ける耐震設計などをしていない。排水について、敷地外への放流が不能となった場合のバックアップ槽がなく、監視室(地下二階)といった重要な室や水損のおそれのある重要設備を有する電気室等に排水管が敷設されている。空調設備の熱源用エネルギーが電気、ガスであるため、重要度の高い室系統についても安定供給ができない。本件耐震基準制定以前に設計、建設され、明らかに基準を満足していない施設であるにもかかわらず、耐震診断を実施せず、そのためその診断結果等を考慮した改修等の必要な措置を講じていない。

以上のとおり、戸山庁舎は、本件耐震基準に適合せず、かつ、改修により所要の耐震安全性を確保することは不可能であるから、違法な建築物である。

ク その他の法令違反

大気汚染防止法(昭和四三年法律第九七号)では、事業者の責務として「事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない」と規定しているが(一八条の二一)、戸山庁舎では、右義務を怠り、排気の排出状況、排出された排気の流れ方などを全く調査しておらず、同法に違反している。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八六号)は、事業者を対象とするものであるが、感染研が同法規定の化学物質を取り扱っていることから、条理上同法は感染研にも適用されると解すべきところ、戸山庁舎ではその排気や排水の中に含まれる日常的に使用、保存する化学物質の量といった具体的な情報を公表すること(同法四条)をしておらず、また、同法で義務付けられた右化学物質の排出量及び移動量の把握及び届出(同法五条)をしておらず、同法に違反している。

さらに、戸山庁舎では、実験動物を多数保有しており、その逃走が確認されているにもかかわらず、実験動物が外部に脱出した場合の措置、それについてあらかじめ講じるべき対策及び非常災害時に採るべき緊急措置等が明らかにされておらず、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四八年法律第一〇五号)に基づく実験動物の飼養及び保管等に関する基準の第六の(4)ないし(6)に違反している。

(四) 違法性の主張立証責任

感染研の研究活動の違法事由は(三)で述べられたとおりであるが、被告は、右違法性判断の中心的要素である被害を受ける具体的かつ強度の客観的蓋然性について、原告らが主張立証責任を負うと主張する。

しかし、安全性の科学によれば、感染研のような危険性のある施設を運営しようというのであれば、その運営者たる加害者が、① 侵害の客観的蓋然性が零であることを証明すること、② 侵害の客観的蓋然性について被害者となる住民が要求する情報を提供すること、③ 侵害の客観的蓋然性があるとの住民の主張に対して完全に反論することが必要であることが原則であるとして確立しており、被告が感染研の実験研究業務により住民に危害の及ばないことを証明すべきことは社会的に認識されていること、公害訴訟における違法性の主張立証責任については、裁判における公平の見地から加害者側に転換されていること、このことの実質的根拠として、感染研の危険性の判断については前述のところから明らかなおとりにバイオハザードについての高度の専門的知識を必要とするがその知識を持っているのは感染研であり、原告ら住民はその点ではるかに劣る上、安全性を審査する資料は感染研がすべて保管していて原告ら住民には公開されていないといった特別事情が存在することからすれば、本件においては、戸山庁舎の運営が周辺住民に被害を及ぼすことのないことを被告側が主張立証すべきであり、原告らは原告らが感染研の安全性に対して抱いている疑惑や不安を弁論に提出すれば足りるものと解すべきである。

そこで、原告らは、以下に戸山庁舎の実験研究業務の危険性、そのために付近住民らである原告らが安全性について抱く疑惑、不安を後述のとおり設備面及び運営面の両面から具体的に指摘していく。

2 感染研の業務の危険性

(一) 病原体等を用いた実験の危険性

感染研で研究されている主な感染症は、腸チフス、赤痢その他の腸管感染症、百日咳、ペスト、連鎖球菌感染症、ジフテリア、破傷風、ガス壊疽、ボツリヌス中毒、梅毒、レプトスピラ症、結核、狂犬病、インフルエンザ、日本脳炎、発疹チフス、つつが虫病、急性灰白髄炎、国際伝染病、肝炎、エイズ、麻疹、風疹及びおたふくかぜ等であるが、これらはいずれも発症した場合に多くの人の生命を脅かすおそれがあるし、また、流行発生することが少なくなった現代では、右病原体等が拡散され、その場合、無意識のうちに外部に感染させる危険性が大きい。

被告は、あたかも感染研で取り扱う病原体等が他域社会への被害の拡大を起し得ないものであるかのように主張するが、感染研がいわゆる法定伝染病のほか、腸内細菌、腸内ウイルス、結核等のように二次感染によって被害が広がるものの保管、研究を中止したわけではないから、戸山庁舎で研究、保管している病原体等の中に第三者への感染のおそれが強いものも多いことは明らかである。

また、被告は、感染研からの排気等により地域社会へ被害が拡大したことはないと主張するが、そもそも感染研の施設周辺の住民を対象とした疫学的調査を行ったことはないのであるから、右主張は論証されたものではない上、感染研から強制排出される排気中のウイルスが人の粘膜や皮膚の傷に接触することにより感染し得る可能性のあることは否定できない。感染研は、病原体等を大量に培養する実験施設であるから、エアロゾル化した病原体等を強制的に排出し周辺住民の身体の表面の皮膚や粘膜の小さな傷に接触して感染させ得る可能性が否定できないことなどからすれば、被告の右主張は理由がないというべきである。

さらに、被告は、実験室内で感染事故が発生した場合、二次感染が研究所周辺ではなく、第一次感染者の生活環境をめぐる起ると主張するが、感染研周辺が感染者の生活環境でないとは一概にはいえないし、また、住宅密集地である感染研庁舎周辺では、感染者が飲食を始めとする接触を行う可能性が極めて高いことからすれば、右庁舎内の感染事故による二次感染が感染研の立地条件と関係がないとの被告の主張は論理上成り立たない。

被告は、こうした危険を防止するため、感染研では昭和六一年に国立感染症研究所病原体等安全管理規程(以下「安全管理規程」という。なお、感染研が国立予防衛生研究所であった当時は、同規程も「国立予防衛生研究所安全管理規程」と称されていた)を定めてP3実験室を導入したと主張するが、安全管理規程を完全には履行していないし、そもそもP3実験室等の対策を講じていても人為的なミスや不慮の災害による事故を完全に防ぐことはできないのであるから、原告ら指摘の危険性が防止されたとはいえない。また、感染研は、ピクリン酸やトリニトロセルロースといった爆発性物質も保管、使用しているのであるから、それによる爆発事故等の際に病原体等が外部に漏出するという危険性もある。さらに、地震や火災などの災害が起こった場合、本件土地周辺が災害時の緊急避難指定地であることも考えれば、そこに避難のため集った多数の近隣住民が漏出する病原体に感染する危険性がある。

(二) 遺伝子組換えの危険性

感染研で行っている組換えDNA実験により誕生する生物については、未知の部分が多く、人体や環境への影響も解明されている部分は極めて少ない。このため、事故が発生した場合に、有効な対応策を採ることは困難であるし、また、汚染で障害が発生した事実が判明するには長時間を要するので対策の時期を失し、甚大な被害が生じる危険性がある。

被告は、遺伝子組換えについて、目的とする特定の遺伝子をまず単離精製し、これを運び手(ベクター。ある遺伝子を一つの生物から他の生物へ移植する際に、その遺伝子を運ぶ役割をする自律的増殖能力を有するDNA分子のこと)に導入した後、宿主に組み込み、その遺伝子の作出する物質(蛋白)の性質を見るのが定法であると述べ、その例として「酵母菌」を用いた「組み換えB型肝炎ワクチン」を挙げた上、感染研で行われる遺伝子操作をすべてがワクチンの改良を目指すものではないにしても、大体このような性質のものであると説明する。

しかしながら、被告が全研究内容の克明な記載があるとする「国立予防衛生研究所年報」(以下「年報」という)によれば、感染研は、昭和五〇年から昭和六三年までに行ったB型肝炎の研究で「ワクチンの改良」を中心にした研究は皆無に等しく右主張は虚構である。例外的に「ワクチニアウイルスをベクターとするB型肝炎ワクチンの開発」というワクチニアウイルスに遺伝子を導入して生ウイルスワクチンを開発しようという研究があるが、生ウイルスは様々な生体の状態が絡んだ複雑な生体反応について「未知」な点が多く危険である。また、遺伝子操作は、特別の例外を除けば、特定の遺伝子を単離精製するまでの過程で増殖した未知の宿主細菌が病原性を発揮して「病原菌」となり、それが強制的に排出される排気に乗って住宅密集地の住民にもたらされる危険性がある。

(三) 実験動物の危険性

一般に実験動物はすべて高度に危険な病原体の無症候保菌者である可能性があるため、それ自体危険な存在であり、現に、筑波医学実験用霊長類センターでは平成元年一月から平成二年四月までにサルの大感染事故が発生している。

3 設備に関する危険性

(一) 病原体等の漏出の危険性

感染研において取り扱われている病原体等は一度漏出すれば近隣住民に回復し難い損害を与えるものである。感染研ではこのような危険な病原体等の漏出を防ぐために「物理的封じ込め」がされたP3実験室多数が設置され、そこで致死性の病原体等の培養実験が行われているところ、現在の感染研の設備と管理体制では到底右病原体等の漏出の危険を防止できる確証は得られない。

すなわち、第一に、P3実験室は、設置されたHEPAフィルターでは空気中の最も高濃度の病原体等を完全には補足[捕捉]できないから、病原体等を含む排気を内部の研究者が吸入しないように六階屋上から強制排気し、大気中で拡散、希釈する仕組みを施した施設であるため、「致死性猛毒病原体完全補足[捕捉]不可能、強制排出装置」というべきものであり、住宅密集地に設置するのは不適切である。第二に、HEPAフィルターは欠陥品が多く、所期の性能を完全に発揮できない危険性がある。第三に、感染研は病原体等を含む大量の排水を塩素により滅菌するが、塩素では完全には滅菌できず、排水に滅菌されない病原体等が残存している可能性があるのに加えて、塩素はトリハロメタンという発がん物質になり、更に危険が加わる。第四に、感染研が常時使用する数多くの科学[化学]物質により環境が汚染され、複合汚染が引き起こされる危険性がある。

(二) エアロゾルの危険性

バイオハザードの原因となるエアロゾルの発生源は、様々な実験操作や動物の糞尿で汚染された床敷を有する動物を入れる容器であり、その対策としての「物理的封じ込め」施設の現状は欠陥が多く、被告も、エアロゾルによる人への感染及び発症の確率を一定のレベル以下に限局すると主張するにとどまる。そして、被告は、エアロゾル粒子の大きさが直径二ないし八ミクロンの範囲のものは呼吸気道に侵入し、それより大きいエアロゾル粒子は機器の表面などに沈積し、粒子が非常に小さくなると呼吸気道に沈着しないので感染の原因とはなり難いと主張するが、小さいエアロゾル粒子の感染性については専門家の間でも争いがあり、感染の原因となることを完全に否定することはできない。

被告は、研究所から排出された病原微生物を含むエアロゾルが直接外部に拡散することはほとんど知られていないと主張するが、排出された病原体の検出は実験者の五感では確認不可能である上、感染研自身が排出した病原体等の行方を追跡し、周辺住民への感染発病、発がんの影響を調査研究したことはないし、P3実験室等設置から約一〇年経過しただけなのであるからエアロゾルによる危険がほとんど知られていないことは当然であって、このような状況の下でエアロゾルの右危険が知られていないからといって、危険がないとはいえない。

(三) HEPAフィルターの問題点

被告は、HEPAフィルターがデジオクチルフタレート(フタル酸デジオクチル[diocetyl phthalate、無色油状の液体]のこと。以下「DOP」と略す)粒子を九九・九七パーセント以上捕捉すると主張するが、市販品の一〇から三〇パーセントで漏れ

が存在すると推測されているし、設置されたHEPAフィルターは多くの場合、検査できない構造になっていて、病原体等の漏出がないとはいえない。また、被告は、HEPAフィルターの病原体捕捉効果について、粒子径が0・0三ミクロンより小さいものも拡散効果による衝突効果によって、これより大きいものはその性能上当然のことながら補足(捕捉)されると主張するが、空気清浄工学からすれば、大きい粒子の方がHEPAフィルターを通過しやすいはずである。さらに、被告は、高度の捕捉効果を必要とする場合、HEPAフィルターを二重に使用することにより九九・九九九パーセント以上の除去が可能になるとも主張する。しかし、実験される病原体等の個体数が無限大に近い数であるから、漏出する病原体等も無限大に近い数となり、したがって、感染研からの排気には無限大の病原体等を含んでいるので住民にとって極めて危険であることに変わりはない。そして、強制排気させられた病原体等は乾燥、紫外線等によって不活化され、感染力を失う場合もないではなからうが、逆にかえって発がん性を持ち危険になる場合もある。

(四) 大地震被害による危険性

(1) 本件耐震基準に満たない耐震性

本件耐震基準によれば、戸山庁舎のような人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設については最も高い耐震安全性を求めており、大地震後も、危険物の管理の上で支障となるような損傷が発生しないことを目標に、人命の安全確保に加えて十分な機能が確保されること、ライフラインの途絶に備えて電力、給排水機能及び空調機能を確保すること、病原体研究施設や室について、災害危険度の判定を行い、それを考慮した立地や配置を行うこと、緊急度の高い施設から優先的に耐震診断を実施した上、必要な耐震安全性の目標を達成することが困難な場合には、施設の用途を変更し、重要度係数の低減を図る等の所要性能の見直し、近隣に代替施設を確保することによる機能の確保、建替え等についても検討することが必要とされる。しかしながら、戸山庁舎は、昭和六二年耐震標準により設計されたものであるから、六〇〇から八〇〇ガルの揺れに対する倒壊防止の設計がされていないので、右規模の大地震後の気密性の維持による病原体等の漏出の防止や継続利用は保証されず、非構造部材の天井や壁に亀裂が入ったり、ドアが破損したりすると、気密性の確保は困難となり、危険物の外部への漏出の可能性が生じ、また、設備機器の耐震支持・実験機器の耐震支持にも問題があり、関東大震災級の地震が発生した場合、気密性の保持や継続利用ができる耐震設計にはなっていない。

(2) 設計上も不十分な安全性

P3施設、RI施設、動物実験施設等の排気口が障害者施設の利用者、住宅居住者、公道の通行者等に再利用される配置であり、周辺に危険が及ばないような配置計画になってはいない。具体的には次のとおりである。

立地配置については、① P3施設の排気は、一階の床レベルから二〇メートルの高さにある六階の二箇所の排気口から出されており、RI系統と動物室系統の排風機は六階南面に置かれ、福祉センターの方向に排出され、地下二階のP3実験区域に隣接する廊下を含む区域の排煙系統の排出口は六階南面に設置されており、排気口から排出された空気は、被告の主張するようなほとんど瞬間的に無限大に希釈されることなどはあり得ず、拡散の状況は吹出し風速、吹出し風量、吹出し口の性状、外部の風向き、周辺状況(建物、地形)等により大きく異なるが、周辺の障害者施設利用者、住宅居住者、公道の通行者に施設からの排気が再利用されていると考えられること、② 戸山庁舎は、地域防災計画において避難所(あるいは避難場所)に指定されている障害者福祉センターや早稲田大学などに隣接しているにもかかわらず、二次災害防止に必要な空地や緩衝緑地帯などによる有効な距離が確保できていないこと、③ 敷地配置、北側斜線、道路斜線などの点で、増設・拡張が極めて困難であり、狭小な研究空間や移動経路により乱雑かつ不衛生な環境として周辺に危険を及ぼす存在となる可能性が増大すること、④ 動物実験棟がその他の研究施設棟と分離配置されておらず、動物防疫上の問題があることである。

平面立面の設計については、① 実験研究区域への物品の主な搬出入が集中する地下一階側出入口では廃棄物搬出動線と受入搬入動線が交わっていたり、地下一階の動物実験室、地下二階のP3動物実験[室]では清浄廊下と汚染廊下、物品・動物・人の出入りの動線に区別がなく、清浄・汚染の両線が交差しないように設計するという基本原則に反すること、② 地下二階のP3管理室及びRI管理室が専用の防火区画とされていなかったり、P3実験区域、P3動物実験区域及びRI

実験区域が区域ごとに防火区画されていなかったりするなど防火区画として不十分なこと、③ 地下二階の監視室へ通じる経路が機械室経由で迅速な移動に障害となる配置である上、右機械室には耐震性の不足する水槽が設置されるなど水損事故の可能性が有ることなどの問題がある。

空調・換気設備については、P3実験室内の狭さと給排気口及び安全キャビネットが近接して配置されているため、大量の換気や人の動きによる気流の乱れなどにより、汚染度の低い方から高い方へ向かう気流の流れや封じ込めの前提である安全キャビネットの前面開口部の気流バランスが崩れる可能性がある。P2実験室の排気にはHEPAフィルターが設置されていないため、安全キャビネットが停止した場合、実験中の病原体が室内に漏出し、外部に排出される可能性がある。P3実験施設上部のISS(実験室内や他の部屋に関係なく日常の点検や修理ができる構造とした設備用の空間のこと)内に地下一階の検疫動物室系統からのダクトが貫通しており、ISS内での災害が他系統に広がる可能性がある。

排煙については、RI区域及び地下二階のP3実験区域では病原体等の外部への拡散防止のため排煙設備が免除されているのにP2施設では自然排煙窓が設置されていて、病原体等が漏出する危険性がある。

衛生設備について、地下二階の受水槽の水平震度が本件耐震基準の半分以下の0.6、屋上の高架水槽の水平震度が本件耐震基準に満たない1.5であり、いずれも大地震時に給水停止の可能性が有る。排水管が地下二階の電気室、監視室を通過して、水損のおそれがある。

排水については、P2実験区域を含む一般実験排水及び動物実験室排水が、滅菌、消毒処理されず、また、これらの系統の通気及びオーバーフロー管等外気に直接接する部分にHEPAフィルターなどが設置されておらず、平常時にP2レベルの病原体等が公共下水道へ放出され、又は排水管から漏出する可能性が高い。排水処理設備でコンクリートピット方式のものは、コンクリート工事施工不良や収縮等によるひび割れが発生した場合でも地中へ漏出する可能性がある。公共下水道への放流が不能となった場合などに備えた排水槽が不足している。

電気設備については、自家発電設備の連続運転可能時間は本件耐震基準に明らかに不足する七十二時間にとどまる上、自家発電を行うのに必要な冷却水量が不足し、受水槽や高架水槽の耐震性が不足して大地震時に水槽の損傷等により給水が不可能となる可能性が高いし、燃料についても不足する可能性が高い。戸山庁舎では、大地震時の断水により運転不可能となる可能性が高い水冷却方式の発電設備、機械換気方式を用いている。また、P2実験室系統には陰圧保障ファンもなく、停電時には安全キャビネットによる防壁も消滅し、病原体等の漏出の危険性がある。

P3施設については、① 停電時には、P3実験室系統及びP3RI実験室系統の安全キャビネット系統の排気ファンが稼働しない上、陰圧保障ファンも通常時の10分の1以下の能力しかないため、一次バリアーとしての安全キャビネットの機能は消失し、病原体等が漏出する危険性、② 火災時には、空調機、給気・排気ファンが自動火災報知設備と連動して停止していて、安全キャビネット及び実験室内の陰圧状態が消滅するため、実験中であれば病原体等が漏出する危険性に加え、内装が不燃性のため、煙の大量発生や長時間の燃焼が起こるにもかかわらず、放射性物質や病原体等の漏出防止のため、排煙設備や自動消火設備が設置されていないので、酸欠により自然鎮火されるまでの間、病原体等の密閉行為等を行う実験者が酸欠になるなどの不測の事態が起こる危険性や脱出時に実験者が予防衣のまま避難したり、煙を隣接廊下へ排出するなどして病原体等を漏出させる危険性、③ 機器故障時に給排気系に異常が発生した場合、陰圧保障ファンに切り替わる前にバリアーが消滅又はそれに近い状態となって病原体等が漏出する危険性、④ 地震時には、前記①ないし③の危険性や耐震性不足による危険性に加え、安全キャビネットが構造的に変形、破損してキャビネットの密閉度が低下して、病原体等が漏出する危険性がある。

4 運営上の危険性

(一) 安全対策の必要性和感染研における安全対策の不十分さ

病原体等の研究においては病原体等が外部に漏出する危険性があるので、研究者及び一般国民の生命と健康を守るため、安全対策を講じることが必要となるが、安全対策に当たっては、① 最悪の場合を想定して策定すること、② 意識無意識の過ちを含めた人為的事故への対応を万全にすること、③ 戸山地区に立地することから安全性については健康

な通常人ではなく、免疫抵抗力に乏しい条件にある住民を基準とした対策を講ずべきこと、④ 人体への影響が時間をおいて現れることへの適切な配慮が必要であるが、他方で恒常的かつ厳密な監視体制はプライバシーを侵害すること、⑤ 住民の経済的精神的な利益も確保することなどに配慮するべきである。

しかしながら、感染研の研究活動内容からするとその安全対策は右の諸点を配慮したものとはいえ、次のとおり極めて不十分なものというべきである。すなわち、既に指摘しているとおり、感染研の研究内容が高度である分だけ未知の部分も多く、専門研究者ですら将来にわたりいかなる危険が発生するかを予測できないこと、あらゆる危険な事態を想定した病原体等の漏出に対する万全の措置が採られていないこと、人為的事故や遺伝子組換えによる事故を未然に完全に防止することができないこと、感染事故等が起こった場合であっても、病原体等による事故の特殊性から発生した事故そのものをすぐには発見できないことや事故と病原体等との因果関係を解明できない事態が多く、安全性が保障されないこと、また、感染研の研究及び実験業務の安全性についてみても、過去に実験室感染事故が多発していること、感染研がその研究活動による病原体等の漏出について疫学調査をした経験がないこと、排水と排気によって病原体等が感染研から外部に排除されること、安全対策の中に緊急事態を想定した対策を講じていること、感染研自身が絶対安全というものはないと公言していること、感染研は結局火薬庫のような危険なものであることなどの点で疑念があるのに、感染研が「安全だ」と繰り返しているだけであることなどからすれば、住民の権利や生命、身体及び財産に対する権利を確保する安全対策が不十分であることは明らかであり、戸山地区で感染研の研究活動を行うことは許されないというべきである。

この点について、感染研は、立地条件のいかんにかかわらず、バイオハザードに対応できる安全対策等を講じているから安全だと主張するのであるが、これは法規があれば交通事故や労働災害は起こらないと主張するのに等しい。現実をみれば、更に以下の危険性があることを指摘できるのであり、被告の右主張が根拠薄弱なものであることが明らかである。

(1) 人為的ミスによる危険性

人間が実験操作をする以上、いわゆるミスを完全に排除することはそもそも不可能である上に、感染研では十分な訓練を受けた研究員だけが病原体等を扱う研究に従事しているわけではなく、国内及び国外から派遣された初心者及び部外者も多数研修に参加しているため、そのような者が危険な病原体等を取り扱うことによりバイオハザードが発生する可能性は一層大きくなっている。しかし、感染研の安全対策は、このような実態に基づいた上での人為的ミスによる最悪の事態を想定して立てられたものではなく、安全対策としては無意味である。なお、人為的ミスの発生頻度については、よく訓練された職員が一定の原則に従って作業する場合に十数年に一回くらいと感染研自身が認めていることを基にして考えると、感染研の職員が三〇〇人いるとすれば毎年必ず感染事故が起こり、また、直接細菌を扱う感染研の職員が一〇〇人いるとすれば感染事故が全く起こらないのは一〇〇〇年に一回との計算になる。

以上要するに、人間は必ずミスを犯すものであり、その人間が、大量の危険な病原体等を対象にして危険な遺伝子組換え実験、感染実験を行い、二重三重の「封じ込め」施設を不可欠とするほど危険な施設である感染研を扱っており、加えて人間は必ずミスを犯すものであることからすると、非常に低く見積もっても、感染研では毎年必ず事故が発生することになる。しかも、そうした事故が発生したことの意識がされない場合も少なくないと考えられる上、感染研では未熟練又は非常勤の研究員の占める比率が増大していることからすれば、一層感染研の安全性には問題があるというべきである。

(2) 天災等による危険性

感染研の研究業務は「二重三重の安全装置」を不可欠としており、前述した安全管理規程において、緊急事態を想定した対策本部の設置を規定しなければならない(安全管理規程第一八条)ほど危険なものである。しかも、天災などがあれば、「二重三重」といわれる安全設備機能も麻痺し、実験動物が逃走するなどして、病原体等が漏出される危険が容易に想定されるのであり、その場合には、いったん漏出した病原体等の拡散を効果的に食い止めることができる具体的な措置が確保されなければならないが、バイオハザードが前記のとおり「不注意にとどまらず全く意識されない場合がむしろ多い」こと、結果の惹起が判明するにはある程度の時間を要し、判明した時点で対策を講じたとしても、もはや手遅れであることなどからすれば、バイオハザードに対する効果的な対策を講じることは極めて困難である。

なお、被告は、戸山庁舎に「安全対策」のための多くの設備が設置されていると主張して、防災設備(自動火災報知設備、非常放送設備、消火設備、排煙設備、ガス漏警報設備、非常照明設備、誘導灯設備、避雷設備)、蓄電設備、自家発電設備、入退室管理設備、排水設備等々を挙げるが、それにより大量の病原体、遺伝子組換え病原体、放射性物質、有毒化学物質、実験動物等の危険性がなくなるわけではないし、また、右設備の設置をもって、「安全対策」が万全と断定することもできないものである。

(3) 北村論文が信用できないこと

被告が安全対策の体系として主張するものは、おおむね北村元感染研部長の論文「バイオハザード対策総論」(以下「北村論文」という)で述べられているものの引用であるが、いずれも安全対策が十分であることの裏付けとなるものではない。すなわち、① 被告は、エアロゾルが実験者の手指や着衣を汚染して外部に拡散すること、手や機器等を汚染させて外部の人々に二次的に感染させやすい可能性があること、物理的封じ込め施設は他の建物や区域から遊離させなければならないこと、病原微生物の研究は地域社会との関わりで検討しなければならないことなどを指摘する右論文のうちの自分にとって不都合な箇所を意図的に削除して主張し、特に、被告は、かねてから決定的だと主張していたエアロゾル対策について、主に安全確保の原則の中でエアロゾルの属性については殊更触れなくても分かっているから言及しなかっただけであると首尾一貫しない主張をし、また、② 北村元感染研部長の右論文自体が、J・H・リチャードソン、W・E・パークレイ編「微生物学・生物医学の実験室におけるバイオセーフティ」、NIH「遺伝子組換え実験指針」及びM・A・チャチグニイ著「生物医学実験室におけるバイオハザードと負傷の予防」からの無断引用である上、感染研及び被告も右引用文献が優先性を競うものではなく、北村論文が学術論文ではないことなど根拠とならない理由で無断引用(盗作)を公認していることからすれば、北村論文並びに感染研及び被告は信用し難いし、さらに、③ 被告の主張する感染研のバイオセーフティ研究が研究施設内部にいる実験者の安全を図り、危険を周辺住民らに転化するための研究にすぎないものである上、バイオハザード対策に不可欠な具体的実証的研究がほとんどなく、病原体研究施設の危険性や立地条件の重要性についての警告を故意に紹介してこなかった研究にすぎないから、結局、北村論文に依拠する被告主張の安全対策では安全が保障されているということとはできない。

(二) 感染研における安全管理の欠如

(1) 病原体等の取扱い及び組換えDNA実験に関する安全対策実施の不可能

被告は、バイオハザード対策のために遵守すべき実験手法として、研究員等に対し病原体等の接種、回収を伴う一般操作においても注意を促したり、幅広くエアロゾル対策を採るべきことなど多くの事項を掲げ、また、平素から身に付けるべき安全確保に役立つ作業習慣、保護具や保護衣に関する指摘としても膨大な項目を掲げている。これらすべてが履行されないと管理運営面での安全性を保証できないということになるが、このような極めて細かい規律を常時遵守し、あるいは徹底させることは不可能であるから、安全管理として万全というには余りにお粗末な結果が生じることが予測される上、そもそもこのような細かい規制があること自体からして病原体等を取り扱う実験の危険性を示している。

また、右のような実験手法、作業習慣、保護具等の着用に関する管理体制について、仮に万全な管理規程が制定され、各種の委員会が設置されるとしてもそれで安全ということとはできない。その上、病原体等の保管・取扱いについては、日常的な保管使用量や新たなものを使用する場合に所長が行う承認も具体的な判断基準が不明であり、また、組換えDNA実験の計画の策定に関する手続としては、その承認を与える基準が不明である。さらに、安全対策を履行していることを管理監督する手立てについても、細かな実験手法の遵守状況や病原体等の保管状況等の把握と管理監督を日常的に行うために必要となるはずの膨大なスタッフの配置などは不可能であるし、また、事故隠しが行われていたために感染が生じていたり、意識しない感染事故が発生したり、あるいは感染に気付かないまま経過した後に関々健康診断などにより異常が発見されたりなどした場合には、感染した当該研究者と接触した部外者の健康保全に必要な具体的対処を完全に採ることは、病原体被害の特質からして不可能に近いものである。なお、被告は、外部への災害の波及の主要な原因は研究所内部での感染事故であり、病原体等が直接外部に漏出して被害を及ぼすことはないと主張するが、強制排出される膨大な量の排

気中に病原体等が含まれており、遺伝子組換え体が一時的ミスにより外部へ漏出することを考えれば、被告の右主張は当たらない。

以上のとおり、病原体等の保管や取扱い又は組換え遺伝子実験に関して被告の敷く安全管理体制においては、十分な安全対策効果を見込むことは現実的には不可能である。

(2) RI等の取扱い及び管理に関する安全対策の欠如

被告は、RI等の安全管理については、放射性障害予防規定が制定されてもRIによる事故は起こるし、放射性廃棄物の管理が杜撰な場合もあり得ると主張している。また、被告は、RIの廃棄方法について、放射性廃液を焼却廃棄するという。しかし、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和三二年法律第一六七号。以下「防止法」という)の施行規則(昭和三五年総理府令第五六号。以下「防止法施行規則」という)によれば、右に用いる焼却炉は、気体が漏れにくく、灰が飛散しにくい構造で、排気設備に連結された構造を有し、焼却残[灰]の搬出口が排気作業室に連結すること、排気設備、排気作業室及び排気検査室を設けなければならないこと(防止法施行規則一六条第六号)が規定されているが、感染研はこのような構造を具備した焼却炉を設置してはいない。さらに、法定の放射線基準濃度が絶対的な安全基準ではない上、法定基準濃度以下の低レベルの放射線に長期間、大量にさらされた場合には発がんの危険性があることからすれば、被告の定める基準を遵守していれば安全であるということにはならない。したがって、感染研は、原告ら及びその余の住民らに対し、RIの使用、RI管理区域の排気が放射線により汚染されている程度、放射性廃液を焼却処理した場合に放射性粒子等が飛散する危険性等についての具体的な情報を知らせる義務があるのに、右義務の履行を怠っている。

(3) 有害化学物質の取扱い及び管理に関する安全対策の欠如

被告は、① 安全管理組織として、内部に「化学物質委員会」を設置して化学物質による環境汚染及び同物質による人体への危険を防止するために必要と認める化学物質の取扱い及び管理に関する事項を調査、審議する、② 安全管理基準として「有害化学物質安全取扱要領」を定めている。しかし、規制対象としている有害化学物質の中には、メチル水銀化合物、PCB、ダイオキシン等の危険性のある合成化学物質や爆発物、引火性のある化学物質等多種類のもが含まれており、これらは廃棄物、排水、排気等のもとより、内部の研究者、職員等を介することによっても外部に出てくるのが十分に予測されるから、これらの視点からも付近の住民に対する安全性には十分な対策が講じられるべきであるのに、被告のいう安全対策にはそうした面からの対策が十分に講じられているとはいえない。

(4) 実験動物の取扱い及び管理における安全性確保の困難さ

被告は、実験動物に関する安全対策として、「実験動物管理運営規程」、「動物実験施設利用要領」を挙げるものの、具体的な安全対策を示していない。その上、感染研の施設については、汚物の洗浄方式や検疫室の汚物の処理について不安がある、汚物と清浄物の動線が同じで管理が難しい、特定の病原体を持っていない動物(以下「SPF動物」という)を他からの隔離措置を採っている状態(バリアーシステム)ではない検疫室で検疫することはかえって動物を汚染する可能性があるなどという研究者からの不満、不安が続出している。また、実験動物はバイオハザードの主要な発生原因となる極めて危険な汚染源であり、その感染形態には、感染動物から直接感染する場合、媒介動物によって媒介されて感染する場合、実験動物相互の汚染、感染した実験動物が発病することなく病原体を排出し、動物に接する者が感染する場合などが予想されるところ、しばしば感染動物が発病する状態にないことから、これに接する者が無意識のうちに感染することがあり得ること、また未確認の病原体等の場合については検疫でもこれを発見できないことを考えれば、